

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 8 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 ひとり親家庭施策担当部局 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

ひとり親家庭に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その 2）

ひとり親家庭に対する学習支援事業の実施に当たっては、これまでの累次の事務連絡（令和 2 年 2 月 28 日付け、同年 3 月 13 日付け、同年 3 月 24 日付け、同年 4 月 2 日付け及び同年 4 月 8 日付け）において、感染拡大の防止に向けた留意点をお示ししているところです。

令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡では、学習支援の実施に関して、学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなどの対面以外での方法で実施するなど、状況に応じた柔軟な対応も可能となっていることをお示したところですが、あわせて、訪問や非対面での学習支援等を行うため、タブレットやモバイルの Wi-Fi 機器等を子どもに貸し出すことを目的に、関連機材を購入することも可能ですので、改めて周知いたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

（別添 1）

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）

（別添 2）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について」（令和 2 年 3 月 13 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課ほか連名事務連絡）

(別添 3)

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について(その2)」(令和2年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡)

(別添 4)

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について(その3)」(令和2年4月2日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡)

(別添 5)

- ・「ひとり親家庭に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について」(令和2年4月8日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡)

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)